六 社員は喧嘩をなさゞること

七 社員神吉、大賀、廣田、中山、久米の五名を解職せしむること

八 阿部工場長は女工に理解ある態度で接すべし

九 高津前工場長を復職されたし

一〇 修養會の强制會合は止められたし

一一 今後舍母採用の際は女工の信頼し得る人を愼重に詮衡されたし

一二 高野丑吉を雇傭係に進級せしめられたきこと

一三 病氣の場合直に歸省せしめず親切にされたし

一四 今日の粉議で犧牲者を出さゞること

で會社側も種々折衝の結果三、四、六、八、一〇、一二、一三、一四はこれを承認することゝなり女工側も縣調停官のなだめに依り三日午前七時より就業するに至つた。

本爭議の根源は高津前工場長の退職に發し、當時も其の復職について罷業に至らんとしたが糸井職業紹介事務局長、大澤協調會出張所長等の斡旋に依つて事なきを得たが、會社側は高津氏の訓育した舍母高野つぎ等を馘首せんと其の機會をねらつてゐたものであり、今回の事は計畫的と見られ、今回はな